

前橋市障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第51条の3、第51条の4、第51条の32、第51条の33の規定、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の27、第21条の5の28、第24条の39、第24条の40の規定並びに障害福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査指針（平成24年3月30日障発0330第32号厚生労働省社会・援護局厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「検査指針」という。）に基づき、障害者総合支援法に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者並びに児童福祉法に基づく指定障害児事業者等及び指定障害児相談支援事業者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査等について基本的事項等を定めることにより、その的確かつ効率的な検査及び均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

(検査方針)

第2条 検査は、障害福祉サービス事業者の業務管理体制の整備状況を検証し、問題点が確認された場合において、その問題点に対する障害福祉サービス事業者の認識を確認し、事実関係の的確な把握等を前提に、必要に応じて行政上の措置をとることを主眼とする。

(検査の対象)

第3条 検査の対象は、障害福祉サービス事業者であつて、当該指定に係る事業所又は施設が本市の区域内に設置されているものとする。

(検査の体制)

第4条 検査は、原則として指導監査課が主体となって実施するものとし、必要に応じて、障害福祉課との合同で実施することができる。

2 検査は、2人以上の班を編成して行い、その編成及び実施日数は、毎年度策定する検査計画において定める。

(検査の種類)

第5条 検査は、次の類型とする。

(1) 一般検査

業務管理体制の届出内容を確認するため、すべての障害福祉サービス事業者を対象に、原則として6年に1回以上、行うものとする。

(2) 特別検査

障害福祉サービス事業者の指定取消処分相当事案が発生した場合に、当該障害

福祉サービス事業者の組織的関与の有無を検証するために行うものとする。

(検査方法等)

第6条 一般検査及び特別検査は、次の方法により行うものとする。

(1) 一般検査

ア 法令遵守責任者の役割及びその業務内容、業務が法令に適合することを確保するための規程の内容及び業務執行の状況の監査（法令遵守に係る監査）実施状況とその内容について、報告等を求める。

検査方法は、関係者から関係書類等を基に説明を求める面談方式によるものとするが、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン会議システムを活用することができる。活用にあたっては、障害福祉サービス事業者の過度な負担とならないよう十分配慮する。なお、業務管理体制の整備・運用状況を適切に管理する方法であれば、面談方式に限らず書面の記載内容の確認を行う書面方式による検査とすることも差し支えない。

イ 障害福祉サービス事業者の従業者に出頭を求める。

ウ 障害福祉サービス事業者本部等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証する。

エ 検査は、検査指針を踏まえ、原則として次の手続きに基づき実施する。ただし、検査の状況等により、機動的な対応をとることを妨げない。

(ア) 検査の通知

検査計画に基づき検査対象となる障害福祉サービス事業者に対し、文書等により事前に通知するものとする。ただし、実効性のある実態把握の観点から、必要と認める場合は、あらかじめ通知しないこととし、立入時に速やかに告知するものとする。

(イ) 一般検査後の取扱い

一般検査を担当した職員は、検査終了後、速やかにその結果についての調書を作成し、障害福祉サービス事業者における意見や要望等がある場合は、これを付して上司に復命する。ただし、重大な事項については、直ちに報告を行う。

(ウ) 検査結果の通知等

a 検査の結果、勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、文書によってその旨の通知を行うものとする。

b 上記 a で通知した事項について、期限を付して文書により報告を求めるものとする。

(エ) 行政上の措置

検査の結果、行政上の措置を要すると認められた場合には、以下の行政上

の措置に係る文書を障害福祉サービス事業者に交付し、当該行政上の措置に係る対応について、期限を付して報告を求めるものとする。

a 勧告

厚生労働省令で定める基準に沿って適正な業務管理体制を整備していないと認められるときは、障害福祉サービス事業者に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができる。

なお、勧告を受けた障害福祉サービス事業者が、期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

b 命令

勧告を受けた障害福祉サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができる。命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(2) 特別検査

特別検査の実施手続きは、上記(1)エと同様とする。

(報告)

第7条 業務管理体制の検査の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月23日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年8月30日から施行する。